

変更届の届出事項と添付書類の一覧(建設工事)

・資格審査受付システムから変更届を提出する場合:共通の添付書類は、システム上に添付してください。独自の添付書類については、システムから出力される「変更等届出送信完了兼受付票」に添付の上、福山市役所建設政策課(契約担当)に郵送又は持参により提出してください。

・紙で変更届を提出する場合:福山市が定める変更届(様式はHPに掲載)に、共通の添付書類及び独自の添付書類を添付して、福山市役所建設政策課(契約担当)に郵送又は持参により提出してください。

・委任状については、システムで変更届を提出した場合でも、紙での提出が必要です。(代表者氏名及び受任者氏名の変更の場合を除く。) 様式等については、福山市のHPで確認してください。

○届出が必要な事項及び「変更届」の添付書類

届出事項区分	システムで届出可能な項目	番号	区分	項目	共通の添付書類	独自の添付書類及び注意事項	福山市所定の変更届が必要な項目
共通で届出を必要とする事項	○	1	会社基本情報	主たる営業所の所在地	登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政府の収受印のあるもの)	・委任状(電子申請の場合も必要) ・支払相手方登録依頼書 (登記簿上の住所と建設業の許可を受けている住所が異なる場合は建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政府の収受印のあるもの)を添付)	
	○	2		商号・名称	登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政府の収受印のあるもの)	・委任状(電子申請の場合も必要) ・支払相手方登録依頼書	
	○	3		代表者氏名	登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政府の収受印のあるもの)	支払相手方登録依頼書	
	○	4		郵便番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	5		電話番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	6		FAX番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	7		Eメールアドレス	不要		
	○	8	許可情報	許可換え(大臣⇒知事)	建設業許可証明書(写し)又は許可通知書(写し)		
		9		許可区分(般⇒特)	建設業許可証明書(写し)又は許可通知書(写し)		
	○	10		許可業種の廃業	建設業廃業届の写し		
	○	11	営業所情報	所在地	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政府の収受印のあるもの)	・委任状(電子申請の場合も必要) ・支払相手方登録依頼書	
	○	12		営業所名	不要	・委任状(電子申請の場合も必要) ・支払相手方登録依頼書	
	○	13		受任者氏名	委任状(電子申請の場合は不要)	支払相手方登録依頼書	
	○	14		郵便番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	15		電話番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	16		FAX番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	17		Eメールアドレス	不要		
	○	18		廃止	建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政府の収受印のあるもの)		
	○	19		新規・追加	・建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政府の収受印のあるもの) ・営業所一覧表(電子申請の場合は不要) ・委任状(電子申請の場合は不要)	委任状(電子申請の場合も必要)	
福山市と/orする事項を必		20	各種情報	使用印鑑		・使用印鑑届(実印以外で、委任状(電子申請の場合も必要)を提出していない場合)	○
		21		営業所の営業所技術者等変更		営業所技術者等調査(市内業者のみ) 営業所技術者等証明書(様式第8号)(写し、市内業者のみ)	○
		22		技術職員		・資格者証(写し) ・雇用関係の判るもの(写し) ※どちらも市内業者のみ	○
		23		代表者印(実印)		印鑑証明書(原本)	○
共通	○			廃業・取り下げ	不要	廃業届又は取消通知書(写し)	

※委任状が必要な場合とは、市外業者で受任先がある場合をいう。

○届出が不要な事項

次に掲げるような事項の変更は、原則として届出の必要はありません。

- ① 代表者以外の役員の変更
- ② 契約締結権限のない営業所等の新設等(ただし、福山市内に新設した場合を除く。)
- ③ 資本金の変更
- ④ 更新後の経営事項審査結果通知書

・その他例示のないものについては、建設政策課(契約担当)までお問い合わせください。

○システム提出以外の書類提出先(※郵送可)

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市建設局建設管理部建設政策課契約担当
TEL 084-928-1076